

2021年11月2日

国立大学法人徳島大学長 野地澄晴 殿

徳島大学教職員労働組合
中央執行委員長 今井 晋哉

人事院勧告への対応等に関する学長懇談の申し入れ

拝啓

徳島大学の発展のために日々ご尽力のことと拝察いたします。

さて、ご承知のとおり、人事院は8月10日付で「国家公務員のボーナスを月給の0.15か月分引き下げる」という主旨の勧告を発表しました。この件については10月11日の第一回学長懇談にて組合側の要望として「昨年度同様に年度内の準拠実施を見送ってほしい」とお伝えしました。大学としては11月上旬には対応方針を決定すること、そろそろその時期が参りましたので第二回の学長懇談の開催を要望いたします。

また、あわせて、前回の学長懇談で持ち帰り検討するとご回答いただいた「任期付き助教の育児休業取得条件の緩和」につきまして、現段階での検討状況について伺いたいと思います。

また前回、職員と有期雇用職員の間で格差のある休暇について、組合として格差を是正するべきと考えるもののリストを作成するとお話ししました。組合内で検討した結果、①生後1年未満の子の保育休暇（1日に2回、少なくとも30分）、②結婚休暇（連続5日）、③配偶者出産休暇（2日）については、男女共同参画に寄与すると考えられること、大学側として大きな財政負担にならないと予想されることから、有期雇用職員も職員と同様の有給休暇とすることが望ましいのではないかと提案いたします。

なお、休暇に関連して、昨年度に結婚された複数の組合員の方より、「結婚休暇の取得は結婚式から1か月以内となっているが、コロナ対策のために新婚旅行に行けなかった。コロナ後に行くときに取得できるとありがたい」との相談を受けています。この件に関しては、コロナ流行期間中は特例的に取得可能な期間を延長し、コロナ流行終息後に取得できるような対応をしていただければと思います。

最後に、無期転換されたパート職員が雇用期限付きの契約職員の契約を結ぶ際にそれまでの無期雇用契約が解除される件についても、現段階での検討状況について伺いたいと思います。

つきましては下記の点についての意見交換を行いたいと思いますのでよろしく願いいたします。

組合は今後とも健全な大学運営に尽力する所存です。まずは日程調整につき、よろしくご回答ください。

記

本年度第二回の学長懇談の開催を要望します。話題は以下のとおりです。

- 1) 人事院勧告（ボーナスの月給 0.15 か月分引き下げ）への対応について
- 2) 任期付き助教の育児休業取得条件の緩和についての検討状況
- 3) ①生後 1 年未満の子の保育休暇（1 日に 2 回，少なくとも 30 分）、②結婚休暇（連続 5 日）、③配偶者出産休暇（2 日）について、有期雇用職員も職員と同等に有給化すること。
- 4) コロナ流行期間中は特例として結婚休暇の取得可能期間を延長し、流行終息後に取得できるようにご対応いただくこと。
- 5) 無期転換されたパート職員が雇用期限付きの契約職員の契約を結ぶ際に無期契約を解除される件についての検討状況。

以上